

(再発性の失神・不整脈を原因とする失神 (植込み型除細動器を植え込んでいる者) 関係)

診 断 書 (案)

(公安委員会提出用)

1 氏 名 男 ・ 女
生年月日 T・S・H 年 月 日 (歳)
住 所

2 医学的所見

- 病 名
- 総合所見 (現病歴、現症状、重症度、治療経過、治療状況等)

3 現時点での病状 (改善の見込み等) についての意見

(1) 除細動器植込み前後に意識を失ったことがなく、植込み後6月以内の場合

- ア 植込み後30日以上経過しておりその間、意識を失ったことも除細動器の作動もなく、不整脈発作の観点から、運転を控えるべきとはいえない。
- イ 植込み後30日を経過していないが、__日以内にアと診断できることが見込まれる。

(2) 除細動器植込み後に意識を失ったことがある場合

- ア 植込み後6ヶ月を経過しており、過去12ヶ月以内に除細動器の適切作動もなく、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。
- イ 意識を失ったのは不整脈以外が原因 () であり、この原因については、治療、除細動器の調整等により回復したため、不整脈発作のおそれの観点から運転を控えるべきとはいえない。
- ウ 意識を失ったのは不整脈が原因であり、治療によりその原因が改善されたため、6ヶ月以内 (ヶ月以内) にアと診断できることが見込まれる。
- エ 意識を失ったのは不整脈以外が原因 () であり、その原因については、治療、除細動器の調整等により回復し、6ヶ月以内 (ヶ月以内) にイと診断できることが見込まれる。
- オ 上記アからエのいずれにも該当しない。

(3) 除細動器植込み後に意識を失ったことがない場合

- ア 植込み後6ヶ月を経過しており、過去12ヶ月以内に (植込み後12ヶ月を経過していない場合は、植込んでから現在までの間に) 除細動器の適切作動もなく、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。
- イ 除細動器の不適切作動 (誤作動) を認めたが、この原因については治療により回復したため不整脈発作のおそれの観点から運転を控えるべきとはいえない。
- ウ 植込み後6ヶ月を経過していないが、__ヶ月以内にアと診断できることが見込まれる。
- エ 不整脈発作が生じ除細動器の作動があるが、6ヶ月以内 (ヶ月間) にアと診断できることが見込まれる。
- オ 除細動器の不適切作動 (誤作動) があり、その原因が改善されたため、6ヶ月以内 (ヶ月) にイと診断できることが見込まれる。
- カ 上記アからオのいずれにも該当しない。

(4) 電池消耗、故障等により除細動器の本体及びリード線の交換を行った場合

ア 電池消耗、故障等により除細動器の本体及びリード線の交換を行ったが、30日以上経過しておりその間、意識を失ったことも除細動器の作動もなく、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。

イ 電池消耗、故障等により除細動器の本体の交換を行ったが、30日以内（日以内）にアと診断できることが見込まれる。

(5) 電池消耗、故障等により除細動器の本体のみの交換を行った場合

ア 電池消耗、故障等により除細動器の本体のみの交換を行ったが、7日以上経過しておりその間、意識を失ったことも除細動器の作動もなく、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。

イ 電池消耗、故障等により除細動器の本体のみの交換を行ったが、7日以内（日以内）にアと診断できることが見込まれる。

4 その他特記すべき事項

主治医又は専門医として以上のとおり診断する。

平成 年 月 日

病院名・所在地（電話番号）

担当診療科名

医師名

印